

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・ 中小企業・地域事業者との取引を尊重し、公正・透明な契約・支払を徹底します。
- ・ 適正な価格転嫁を行い、取引先と共に持続的な発展を目指します。
- ・ サプライヤーと連携し、品質・安全性・効率性の向上を共に推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 地域文化や伝統、自然資源を活かした観光・宿泊プログラムを地域の皆さまと共創します。
- ・ 地産地消の推進を通じて、地域経済の活性化に寄与します。
- ・ 地域行事や社会貢献活動へ積極的に参加し、地域社会との信頼関係を深めます。
- ・ 性別、国籍、年齢、障がいの有無を問わず、多様な人材が活躍できる職場環境を整備します。
- ・ 働く女性のキャリア形成を積極的に支援し、管理職登用やワークライフバランスの実現を推進します。
- ・ 障がい者就労を支援し、ユニバーサルデザイン対応を進めることで、誰もが安心して働き・利用できる施設づくりを行います。
- ・ 異業種・スタートアップとの共創を推進し、新たなサービス・ソリューションを開発します。
- ・ 全従業員に成長の機会を提供し、働きがいと誇りを持てる職場を実現します。
- ・ 本宣言の実施状況を定期的に公表し、ステークホルダーとの対話を通じて改善を重ねます。

2025 年 9 月 28 日

株式会社 A W H

企 業 名

代表取締役 森 秀幸

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。